

談合情報対応要領

(平成20年4月1日制定・要領第58号)

最終改正 平成30年12月21日

(目的)

第1条 本要領は、西日本高速道路株式会社(以下「会社」という。)において入札談合に関する情報や入札談合に関する疑義事実(以下「談合情報」という。)があった場合の対応方法等について定めるものである。

(公正入札調査委員会の設置)

第2条 入札の適正を期し、公正取引委員会及び管轄の警視庁・府県警察本部との連携を図りつつ、談合情報に対する的確な対応を行うため、本社、支社及び東京事務所に公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

- 2 委員会は、談合情報があったときは、次に掲げる事項を調査審議するものとする。
 - 一 談合情報の信憑性の有無
 - 二 入札参加者に対する事情聴取等の調査の要否
 - 三 事情聴取項目等の調査の内容
 - 四 公正取引委員会及び管轄の警視庁・府県警察本部への通報の内容
 - 五 調査結果を踏まえた入札手続等の取扱い
 - 六 入札談合を疑うに足る事実の有無
 - 七 第1号から第6号に付随する事項
- 3 委員会の構成は、別表のとおりとする。
- 4 委員会は、談合情報があったときは、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができないときは、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることができるものとする。
- 5 委員会の庶務は、本社契約審査課、支社経理課又は東京事務所総務企画課(以下「契約審査課等」という。)が行うものとする。

(情報の確認、連絡等)

- 第3条 入札に付そうとする案件について入札談合に関する情報があった場合又は競争性を阻害する事案の発生が認められた場合には、情報を受けた者は可能な限り当該情報提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに契約審査課等に電話等により連絡するものとする。
- 2 情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにしよう要請すること。また、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、契約審査課等へ連絡するものとする。
 - 3 情報を受けた者は、前2項によって得た情報をもとに、談合情報報告書(様式1-1)を作成し、契約審査課等へ報告するものとする。
 - 4 入札に付そうとする案件について入札談合に関する疑義事実を把握した場合(例えば、単価表や技術提案書に不正疑義がある、落札結果に何らかの規則性がある、入札時におけ

る入札者の行動が不自然である場合など)には、疑義事実を把握した者は当該内容について、談合疑義事実報告書(様式1-2)を作成し、契約審査課等へ報告するものとする。

- 5 前2項により報告を受けた支社経理課又は東京事務所総務企画課は、速やかにその内容について本社契約審査課に報告するとともに、その後の各段階において逐次かつ速やかに調査の状況等について本社契約審査課へ報告するものとする。

(公正入札調査委員会の招集及び調査審議)

第4条 契約審査課等は、前条により談合情報に係る報告を受けた場合は、速やかに委員会を招集するものとする。

- 2 委員会は、談合情報に係る報告を受けたときは、談合情報の信憑性の有無について審議するものとする。
- 3 委員会は、談合情報の信憑性等を確認するために情報提供者への接触が必要と認める場合は、当該情報提供者が反社会的勢力であるなど特段の支障が見込まれるときを除き、その旨決定し、確認者及び確認内容を決定するものとする。

なお、標準的な確認内容については、談合情報に関するヒアリングシート(様式1-3)を参考にするものとする。

(第三者等への意見照会等)

第5条 委員会は、以下の各号の判断にあたって、公正・中立な立場の学識経験等を有する第三者(以下「第三者」という。)に意見照会(様式2)するものとする。

一 談合情報の信憑性の有無(ただし、委員会が入札談合を疑う事実が明らかでないとは判断した場合を除く。以下本条において同じ。)

二 入札談合を疑うに足る事実の有無

- 2 委員会は、第三者の意見を尊重し、その意見を踏まえて、前項各号の判断をするものとする。
- 3 委員会は、談合情報の信憑性の有無の判断後及び談合に対する対応を完了した後に第三者に報告(様式3)するものとする。なお、信憑性がないと判断した場合は、入札の執行又は契約の締結を行うものとする。

(公正取引委員会及び管轄の警視庁・府県警察本部への通報)

第6条 委員会は、談合情報に信憑性があると判断した場合は、公正取引委員会及び管轄の警視庁・府県警察本部に通報(様式4-1及び様式4-2)するものとし、また、手続の各段階においても、逐次公正取引委員会及び管轄の警視庁・府県警察本部へ通報するものとする。ただし、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後にまとめて送付してもよいものとする。なお、この場合において、公正取引委員会及び管轄の警視庁・府県警察本部への通報等は、委員長の役職名において行うものとする。

- 2 公正取引委員会及び管轄の警視庁・府県警察本部から問合せや協力要請があった場合には、契約審査課等を窓口としての確に対応するものとする。

(入札監視委員会への報告)

第7条 支社経理課は、談合情報とその対応(第5条第1項第1号ただし書きの場合を含む)について、入札監視委員会の定例会議へ報告するものとする。

(報道対応)

第8条 談合情報を会社が把握した以降において、報道機関から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、本社広報課・支社広報課が対応するものとする。なお、談合情報に関する行政機関(公正取引委員会、警察等)の業務の妨げにならないよう、会社から積極的に談合情報を公表するものではないことに留意するものとし、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会及び警察へ通報している旨を明らかにするものとする。

(守秘義務)

第9条 社員は、この要領に基づき事務を処理する上で知り得た情報を漏らしてはならない。

(談合情報対応マニュアル等)

第10条 談合情報に信憑性があると判断した場合の具体的な対応方法は、別添「談合情報対応マニュアル」によるものとするものとする。

2 具体的な対応の流れについては、別紙の談合情報対応フローを参考にするものとする。